

第393回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和5年1月27日(金)
10:00~11:30

場 所 高松市番町四丁目1番10号
県庁本館12階大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- (1) くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量について(諮問)
- (2) 漁業権一斉切替えに係る海区漁場計画の作成について(事前協議)
- (3) 令和4年度連合海区漁業調整委員会について(協議)
- (4) 資源管理の状況等の報告(区画漁業権)について(報告)
- (5) その他

5 その他

R5.1.27 資料1

香川海区漁業調整委員会

4 水産第 339419 号
令和 5 年 1 月 23 日

香川海区漁業調整委員会

会長 北尾登史郎様

香川県知事 池田豊人

くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更したいので、同項において準用する同条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

表1 (変更後) 都道府県別漁獲可能量のうち、知事管理区分に配分する数量 (知事管理漁獲可能量) について

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	管理期間
※くろまぐるろ (小型魚)	香川県くろまぐるろ小型魚漁業	0.6トン	令和4年4月1日～翌年3月31日
※くろまぐるろ (大型魚)	香川県くろまぐるろ大型魚漁業	0.5トン	令和4年4月1日～翌年3月31日
まあじ	香川県まあじ漁業	現行水準	令和5年1月1日～12月31日
まいわし太平洋系群	香川県まいわし漁業	現行水準	令和5年1月1日～12月31日
まさば及びびごまさば太平洋系群	香川県まさば及びびごまさば漁業	現行水準	令和4年7月1日～翌年6月30日

※今回諮問

表2 (変更前) 都道府県別漁獲可能量のうち、知事管理区分に配分する数量 (知事管理漁獲可能量) について

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	管理期間
くろまぐるろ (小型魚)	香川県くろまぐるろ小型魚漁業	0.1トン	令和4年4月1日～翌年3月31日
くろまぐるろ (大型魚)	香川県くろまぐるろ大型魚漁業	1.0トン	令和4年4月1日～翌年3月31日
まあじ	香川県まあじ漁業	現行水準	令和5年1月1日～12月31日
まいわし太平洋系群	香川県まいわし漁業	現行水準	令和5年1月1日～12月31日
まさば及びびごまさば太平洋系群	香川県まさば及びびごまさば漁業	現行水準	令和4年7月1日～翌年6月30日

4水管第3025号
令和4年12月26日

香川県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (香川県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	0.1トン	0.6トン
くろまぐろ (大型魚)	1.0トン	0.5トン

令和4年度連合海区漁業調整委員会について（協議）

1 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

(1) 事務局事前協議開催日時等

日 時 令和5年1月20日（金）13:00～14:35

場 所 愛媛県中予地方局（愛媛県松山市）

(2) 連合海区漁業調整委員会の開催について

日 時 令和5年2月10日（金）13:00～

場 所 高松港旅客ターミナルビル7階会議室

会長県 香川海区

(3) 入漁協定表

ア. 入漁協定表(案)

香川から愛媛への入漁協定、愛媛から香川への入漁協定とも、漁業種類、許可内容、許可枠の総数、漁協別の内訳等について、前年と変更なし。

イ. その他の事項等

愛媛県から入漁するかに建網について、今年度も特に操業に関する問題なし。連合委当日は、愛媛海区事務局から、操業状況や例年行っている協議会がコロナの関係で開催されていないことを報告する。

その他、両県ともに漁業調整上の懸案事項は特になし。

2 岡山・香川連合海区事前協議

(1) 事務局事前協議開催日時等

日 時 令和5年1月17日（火）13:30～16:15

場 所 香川県庁内会議室

(2) 連合海区漁業調整委員会の開催

日 時 令和5年2月22日（水）14:00～

場 所 ピュアリティまきび（岡山県岡山市）

会長県 岡山海区

(3) 入漁協定表

ア. 入漁協定表(案)

香川から岡山への入漁協定、岡山から香川への入漁協定とも、漁業種類、許可内容、許可枠の総数、組合別の内訳等について、前年と変更なし。

イ. その他の事項等

特になし。

3 広島・香川連合海区漁業調整委員会

(1) 事務局事前協議開催日時等

日 時 令和5年1月18日(水) 13:00~14:50

場 所 広島県庁(広島県広島市)

(2) 連合海区漁業調整委員会の開催について

日 時 令和5年2月24日(金) 14:00~

場 所 香川県庁本館12階大会議室

会長県 広島海区

(3) 入漁協定表

ア. 入漁協定表(案)

香川から広島への入漁協定、広島から香川への入漁協定とも、漁業種類、許可内容、許可枠の総数、組合別の内訳等について、前年と変更なし。

イ. その他の事項等

特になし。

令和4年度連合海区漁業調整委員会 開催一覧

日 時	連合海区名 (会長県)	参集場所	委 員
令和5年2月10日(金) 13:00～	愛媛・香川連合海区漁業調整委員会 (香川海区)	高松港旅客ターミナルビル7階会議室	北尾会長、宇山委員、山口委員、岩田委員、大北委員、嶋野委員
令和5年2月22日(水) 14:00～	岡山・香川連合海区漁業調整委員会 (岡山海区)	ピュアリティまきび (岡山県岡山市北区)	北尾会長、橋本委員、北野委員、三木委員、小見山委員、森委員、志摩委員、岩田委員、嶋野委員、筒井委員
令和5年2月24日(金) 14:00～	広島・香川連合海区漁業調整委員会 (広島海区)	香川県庁本館12階 大会議室	北尾会長、山本委員、山口委員、岩田委員、嶋野委員、松本委員

令和5年度 愛媛・香川連合海区入漁協定表 (案)

(令和5年 月 日協定)

愛媛海区から香川海区への入漁内訳				令和4年度内訳			
漁業種類	入漁数 統	漁業時期	操業区域	条件	愛媛県漁協支所名	協定数 統	許可数 統
瀬戸内海機船 船びき網	17	6.1~ 翌1.15	古三崎から百貫島高頂見通し線以南の海面。 ただし、九十九山高頂から宇治島西端見通し線 及び余木崎から大葛島頂見通し線以東の海面を除 く。		三島 川之江 寒川	17	4 3 0
		5.15~ 翌1.15	観音寺市・三豊市境界(旧三ツ岩)から豊島北 端を見通した線以南の海面。 ただし、余木崎から大葛島頂見通し線以東の海面 を除く。				
さわら流網	7	4.20~ 6.15 9.1~ 11.30	観音寺市・三豊市境界(旧三ツ岩)から円上島 頂見通し線以南の海面。		寒川	7	7
さっぱ刺網	3	8.1~ 11.30	"	地元と協調して 操業すること	川之江	3	0
さす・かます 刺網	10	6.1~ 11.30	"	"、午前中は 操業禁止	川之江	10	10
かれい・こち 刺網	6	5.1~ 6.30	"	地元と協調して 操業すること	川之江	6	6
かに建網	20	8.20~ 10.31	"	"	川之江	20	20
たい・はも・ あなご延縄	13	1.1~ 12.31	"	"	川之江	13	13
小型機船 底びき網 (手繰第2種) (手繰第3種)	現有隻数	1.1~ 12.31	観音寺市・三豊市境界(旧三ツ岩)から高井神 島北端見通し線以南の海面。ただし、禁止区域を 除く。				

令和5年度 愛媛・香川連合海区入漁協定表 (案)

(令和5年 月 日協定)

香川海区から愛媛海区への入漁内訳				令和4年度内訳			
漁業種類	入漁数	漁業時期	操業区域	条件	漁協名	協定数	許可数
						統	統
瀬戸内海機船 船びき網	27	5.15 ~ 翌1.15	仏崎から江の島東端見通し線以東の海面。 ただし、円上島高頂から大崎見通し線以北を除く。		三豊市(旧大浜) 三豊市(旧仁尾町) 観音寺 伊吹 西かがわ(旧豊浜町)	27	0 1 0 15 0
ローラー 吾智網	11	1.1 ~ 12.31 (従来の入漁区域) 11隻 5.1 ~ 5.31 (入漁拡張区域) 6隻	高井神島北端と津波島北端を結ぶ線、弓削島クシ山と御代島西端を結ぶ線、魚島南端と横島を結ぶ線、明神島高頂と津波島南端を結んだ線及び津波島北端から高井神島北端見通し1,000メートルの点と津波島南端から明神島高頂見通し500メートルの点を結ぶ線の5直線に囲まれた区域。		間(旧箱浦) 三豊市(旧大浜) 三豊市(旧三崎)	11	0 0 0
さわら流網	19	4.1 ~ 7.31 9.1 ~ 11.30	燧灘海面 (旧越智郡西部海面を除く)		三豊市(旧栗島) " (旧志々島) 詫間(旧詫間) " (旧箱浦) 三豊市(旧大浜) 観音寺 西かがわ(旧大野原) 伊吹 与島	19	0 0 0 0 0 6 0 1 1 0
小型機船 底びき網 (手繰第2種) (手繰第3種)	現有 三豊市・ 観音寺 市内の 許可を 有する もの	1.1 ~ 12.31	仏崎から魚島東端見通し線以東の海面。 ただし、禁止区域を除く。		三豊市内と観音寺市 内の各漁協	365	

令和5年度岡山・香川連合海区入漁協定表(案)

岡山→香川 1

(令和5年2月 日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統数	組合別	内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	4年度許可数	備考	
東 部 地 区 (玉野市以東の関係組合)	小型機船底びき網	19	胸上	19	1.1～12.31	直島東部海面	胸上 19	許可を要す S41. 4. 8直島・胸上漁業協定	
		241	日生町 伊里町 久慈町 牛朝日 九間日 小胸山 串上	110 8 8 33 15 5 5 8 46	手練第2種 (えびごぎ網漁業に限る) 1.1～12.31 手練第3種 (そろばんごぎを 除く) 10.15～翌4.15	小豆島北部香川県海面		相互入会 操業条件はR4.2.16 岡山・香川連合委協定のとおりに	
			12	たまたま	12	手練第2種 (えびごぎ網漁業に限る) 1.1～12.31	大槌島南端、鍋島灯台、本島南端を結んだ線、更に宇天高島西端からブクベノ鼻、ハジカミ鼻、高甚平鼻を結んだ線以北の香川県海面	たまたまの 1	許可を要す
		さわら流しさし網	30	たまたま	30	5.1～7.31	小槌島・大槌島以東の旧中讃海面	たまたまの 19	許可を要す 旧日比26統の内、同時操業は16統以内とする
			2	胸上	2	5.1～7.31	小槌島・大槌島以東の旧中讃海面	胸上 2	許可を要す
			72	日生町 久慈町 牛朝日	15 5 23 29	5.1～7.31	小豆島・千振島以東の香川県海面		相互入会 S37. 3. 8東讃・岡山連合委協定 (操業方法は別途協議のとおりに)
			15	牛朝日	7 8	5.1～7.31	小豆島・千振島以西の香川県海面		相互入会 S37. 3. 8東讃・岡山連合委協定 (操業方法は別途協議のとおりに)
		まながつお流しさし網	4	胸上	2 2	6.1～9.30	直島・豊島地先海面	胸上 2 たまたまの 2 (計 4)	許可を要す
		たこつばなわ	3	胸上	3	5.1～12.31	豊島家浦地先海面	胸上 3	許可を要す
		いいだこつばなわ	1	胸上	1	12.1～翌4.30	豊島家浦地先海面	胸上 1	許可を要す S38. 5. 8香川・岡山連合委協定
		まきえ釣り	7	たまたま	7	1.1～12.31	直島地先海面	たまたまの 3	許可を要す
		まだこ釣り	5	たまたま	5	4.1～12.31	直島地先海面	たまたまの 5	許可を要す

令和5年度岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

岡山→香川 2

(令和5年2月 日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統数	組合別	内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	4年度許可数	備考	
中 音 地 区	小型機船底びき網	135	児島 第一田之浦吹上 本田之浦吹上 第一下津井西 本下下	31 9 8 24 53 10	手繰第2種 (えびこぎ網漁業 に限る。) 12.31 1. 1～12.31	大槌島南端、鍋島灯台、本島南端を結んだ線、更に弁天島、西端からフクベ島、ハジカミ島、島根鼻を結んだ線以北の香川県海面	14 2 4 7 13 8 (計 48)	許可を要す	
									児島
ご ち 区	網	9	児島 下下	3 4 2	4.20～8.31	高松市大槌島東部地先海面	2 3 2 (計 7)	許可を要す S43. 3.26香川・岡山連合委協定	
									児島
い かな ぐ ち 区	い かな ぐ ち 網	6	第一田之浦吹上 本田之浦吹上 第一下津井西 本下下	1 1 1 2 1	2. 1～6.30	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中讃海面 (ただし丸亀地先沖を除く)	0 0 1 1 2 1 (計 4)	許可を要す	
									第一田之浦吹上 本田之浦吹上 第一下津井西
餌 料 い わ し 区	餌料いわし込網	6	第一田之浦吹上 本田之浦吹上 第一下津井西 本下下	1 1 1 2 1	7. 1～7.31	塩飽海面	0 0 1 1 1 1 (計 3)	許可を要す	
									第一田之浦吹上 本田之浦吹上 第一下津井西
い か 込 区	いか込網	9	児島 第一田之浦吹上 本田之浦吹上 第一下津井西 本下下	3 2 1 2 1	4.20～5.31	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中讃海面 (ただし丸亀地先沖を除く) (許可証裏面図示のとおり)	1 2 1 2 1 1 (計 7)	許可を要す	
									児島 第一田之浦吹上 本田之浦吹上 第一下津井西
ま な が つ お 込 区	まながつお込網	9	児島 第一田之浦吹上 本田之浦吹上 第一下津井西 本下下	3 2 1 2 1	6.15～8.31	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中讃海面 (ただし丸亀地先沖を除く) (許可証裏面図示のとおり)	1 2 1 2 1 1 (計 7)	許可を要す	
									児島 第一田之浦吹上 本田之浦吹上 第一下津井西
大 型 い かな ぐ ち 区	大型いか込網 [まながつお込網]	2	児島 下下	1 1	大型いか込網 4.20～6.20 まながつお込網 6.21～8.31	高松沖海面	1 0 (計 1)	S40. 5. 7及US40. 7. 6高松市沖魚込網漁正協議会協定 但し52年の運委協定により5統から2統に減船 許可を要す	

令和5年度岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

岡山→香川 3

(令和5年2月 日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	4年度許可数	備考		
中区	さわら流しさし網	23	島 4	5. 1 ～ 7. 31	塩飽海面	島 0	許可を要す		
			児島之浦吹上 2			児島之浦吹上 2			
南区	まながつお流しさし網	11	本田之浦吹上 6	6. 1 ～ 9. 30	塩飽海面	本田之浦吹上 3	許可を要す		
			第一下津井 9			第一下津井 1			
北区	かに建網	1	第一下津井 1	8. 1 ～ 10. 31	手島西南海面	第一下津井 1	許可を要す		
			第一下津井 1			第一下津井 1			
東区	ままかり巻きさし網	3	第一下津井 3	11. 1 ～ 12. 31	広島地先海面	第一下津井 3	許可を要す		
			第一下津井 3			第一下津井 3			
西海区	たこつぼなわ	22	第一田之浦吹上 4	5. 1 ～ 12. 31 ただし9. 1～ 9. 30を除く。	塩飽海面	第一田之浦吹上 3	許可を要す 地元関係漁協間の協定を要す		
			第一下津井 7			第一下津井 6			
東海区	いいだこつぼなわ	3	第一下津井 10	5. 1 ～ 12. 31 ただし9. 1～ 9. 30を除く。	西塩飽海面	第一下津井 10	許可を要す 地元関係漁協間の協定を要す		
			第一下津井 10			第一下津井 10			
南東海区	いいだこつぼなわ	10	第一田之浦吹上 4	12. 1 ～ 翌4. 30	広島・手島間の海面	第一田之浦吹上 2	許可を要す		
			第一下津井 1			第一下津井 1			
西海区	ままかり巻きさし網	1	第一下津井 1	1. 1 ～ 4. 30	高見島北部海面	第一下津井 1	許可を要す S40. 3. 12高見・第一下津井漁協 協定		
			第一下津井 1			第一下津井 1			
東海区	ままかり巻きさし網	1	第一下津井 1	1. 1 ～ 4. 30	本島東部海面	第一下津井 1	許可を要す S40. 3. 16本島・第一下津井漁協 協定		
			第一下津井 1			第一下津井 1			
西海区	ままかり巻きさし網	1	下 1	1. 1 ～ 4. 30	手島北部海面	下 0	許可を要す S41. 4. 10小手島・下津井・下西 漁協協定		
			下 1			下 1			
東海区	ままかり巻きさし網	2	第一下津井 2	1. 1 ～ 4. 30	与島地先海面	第一下津井 2	許可を要す S43. 3. 26香川・岡山連合委協定 地元の同意を要す		
			第一下津井 2			第一下津井 2			

令和5年度岡山・香川連合海区入漁協定表(案)

岡山→香川 4

(令和5年2月 日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	4年度許可数	備考		
中 部 地 区	あなご延なわ	9	児島 1 第一田之浦吹上 6 本田之浦吹上 2	1. 5 ~ 3. 31	小豆島東端海面	児島 0 第一田之浦吹上 3 本田之浦吹上 0 (計 3)	許可を要す S47. 12. 26内海町・児島地区関係 漁協協定		
		20	児島 3 第一田之浦吹上 6 本田之浦吹上 7 第一下津井 1 第二下津井 2 下下 1	1. 1 ~ 12. 31	本島、与島、小与島、小瀬尾島、牛島の各島により囲まれた海面	児島 1 第一田之浦吹上 3 本田之浦吹上 4 第一下津井 1 第二下津井 1 下下 1 (計 11)	許可を要す S43. 3. 18塩飽漁連・児島地区漁 連協定		
区	たいらぎ潜水器 みるくい } 潜水器 なみがい }	23		12. 1 ~ 翌4. 20	塩飽諸島(高見島周辺1500メートルの海面を除く)、坂出市(王城地区を除く)、宇多津町地先海面、多度津町(ただし白方地先を除く)	別紙(1)のとおり	許可を要す 地元関係漁協協間に おいて調整が成 立したものと		
		備讃瀬戸さく たいらぎく みるくい なみがい 潜水器 漁業関係 組合で統 定したた 統数			12. 1 ~ 翌4. 20	(隻) 1) 塩飽諸島(2) 坂出市(3) 宇多津町(4) 丸亀市(5) 多度津町(但し許可証裏面図示のとおり) (隻) 六島南端、手島西北端、広島北端、伊天島、櫃石島を直線で順次結んだ線以北の海面(ただし共同漁業権の区域を除く)(許可証裏面図示のとおり)	別紙(2)のとおり	許可を要す 地元関係漁協協間に おいて調整が成 立したものと	
(倉敷市児島地区関係組合)	点火いさり (点火ほこ突)	7	第一田之浦吹上 3 本田之浦吹上 3 下下 1	1. 1 ~ 12. 31	塩飽海面(ただし魚礁設置区域を除く)	第一田之浦吹上 3 本田之浦吹上 3 下下 1 (計 7)	許可を要す		
		1	児島 1	1. 1 ~ 12. 31	本島、与島地先海面(ただし魚礁設置区域を除く)	児島 1	許可を要す		

令和5年度 岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

岡山→香川 5

(令和5年2月 日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳																
地区名	漁業種類	統数	組合別	内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	4年度許可数	備考								
中 部 地 区 (倉敷市児島地区関係組合)	かにすくい網	40	児島 第一田之浦吹上 本田之浦吹上 下津井西 下	13 13 11 1 2	1. 1 ~ 12. 31	塩飽海面及び直島地先海面	0 4 1 0 2 (計 7)	許可を要す								
									8	第一田之浦吹上 本田之浦吹上	1 1 (計 2)	許可を要す				
													220	児島 第一田之浦吹上 本田之浦吹上 第一下津井西 下	20 27 25 12 44 20 (計148)	許可を要す
16	第一田之浦吹上 本田之浦吹上 第一下津井西 下	1 1 2 2 1 (計 7)	許可を要す													
				69	児島 第一田之浦吹上 本田之浦吹上 第一下津井西 下	5 3 2 2 8 0 (計 20)	許可を要す									

令和5年度 岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

岡山→香川 6

(令和5年2月 日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳										
地区名	漁業種類	統数	組合別	内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	4年度許可数	備考		
西 音 地 区 (倉敷市玉島以西の関係組合)	小型機船底びき網	217	黒崎連島 34 寄島町 81 大島美の浜 15 笠岡市 87		手繰第2種 (えびこぎ網漁業に限る) 1. 1 ~ 12. 31	県境付近海面	/	相互入会		
					手繰第3種 (そばんこぎを 除く) 12. 1 ~ 翌3. 31 えびこぎ網漁業以外の 手繰第2種 1. 1 ~ 12. 31	協定書のとおり				/
	さわら流しざし網	18	黒崎連島 2 寄島町 12 大島美の浜 4		5. 1 ~ 6. 30	県境付近海面 (漁場はいずれも高見島以西の海面)	/	相互入会 S37. 4. 18西讃・岡山連合委協定		
					8. 1 ~ 10. 31	県境付近海面 (旧西讃海区)				/
	かに建網	6	黒崎連島 1 笠岡市 5		5. 1 ~ 7. 31	県境付近海面 (旧西讃海区)	/	相互入会 S37. 4. 18西讃・岡山連合委協定		
					6. 1 ~ 9. 30	佐柳島地先海面				/
	まきえ釣り	6	笠岡市 6		1. 1 ~ 12. 31	高見島、佐柳島、小手島以西の海面	/	笠岡市 1 大島美の浜 1 寄島町 2 (計 5)	許可を要す	
					5. 1 ~ 9. 30	手島、小手島北海面				/
	まながつお流しざし網	5	笠岡市 2 大島美の浜 1 寄島町 2		6. 1 ~ 9. 30	手島、小手島北海面	/	黒崎連島 0	許可を要す	
					6. 1 ~ 9. 30	手島、小手島北海面				/

令和5年度岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

香川→岡山 1

(令和5年2月 日協定)

香川海区から岡山海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	4年度許可数	備考		
東 香川 地区	小型機船底びき網	141	土庄中央 35	手繰第2種 1. 1～12.31 手繰第3種 10.15～翌4.15	岡山市と玉野市の境界から岡山県と兵庫県との境界までの岡山県海面 (旧和気・邑久海区海面)	/	相互入会 操業条件はR4.2.16 岡山・香川連合委協定のとおり		
			四海浦 7						
	北唐内 11								
	内海 19								
中 香川 地区	さわら流網	4	土庄中央 4	5. 1～ 7.31	岡山市と玉野市の境界から小豆郡土庄町豊島 虹崎見通し線以東の岡山県海面	/	相互入会		
			香西 3	5. 1～ 11.30	玉野市地先海面 (ただし、鉢立地先海面を除く)	香西 0	許可を要す		
	香西 3	6. 1～ 9.30	玉野市地先海面 (ただし、鉢立地先海面を除く)	香西 0	許可を要す				
	与島 7	1. 1～ 12.31	玉野市、倉敷市児島地先海面及び番所島から 下水島西端見通し延長線以西の岡山県海面 (ただし、島と島の間を除く)	与島 3	許可を要す				
中 香川 地区	まながつお流網	3	香西 3	6. 1～ 9.30	玉野市地先海面 (ただし、鉢立地先海面を除く)	香西 0	許可を要す		
			香西 3	6. 1～ 9.30	玉野市地先海面 (ただし、鉢立地先海面を除く)	香西 0	許可を要す		
	与島 7	1. 1～ 12.31	玉野市、倉敷市児島地先海面及び番所島から 下水島西端見通し延長線以西の岡山県海面 (ただし、島と島の間を除く)	与島 3	許可を要す				
	与島 70	1. 1～ 12.31	玉野市、倉敷市児島地先海面	与島 9	許可を要す				
中 香川 地区	小型機船底びき網	58	与島 42	1. 1～ 12.31	倉敷市児島地先海面	与島 38	許可を要す		
			本島 16	1. 1～ 12.31	倉敷市児島地先海面	本島 16 (計 54)	許可を要す		
	与島 18	1. 1～ 12.31	倉敷市児島地先海面	与島 18	許可を要す				
	与島 18	9. 1～ 10.31	玉野市日比地先海面	与島 18	許可を要す				
中 香川 地区		112	高松市瀬戸内 112	1. 1～ 12.31	玉野市日比地先海面	/	相互入会 地元関係漁協間の協定を要す 同時操業は12艇以内とする		
			坂出市 8	手繰第2種 1. 1～ 12.31	浅口市地先以西、真鍋島北部に至る県境付 近海面	坂出市 8	相互入会 操業条件はR4.2.16 岡山・香川連合委協定のとおり 同時操業は15艇以内とする		
中 香川 地区		164	宇多津 8	手繰第2種 1. 1～ 12.31	浅口市地先以西、真鍋島北部に至る県境付 近海面	/	相互入会 操業条件はR4.2.16 岡山・香川連合委協定のとおり 同時操業は15艇以内とする		
			丸亀市 10					坂出市 8	丸亀市 10
中 香川 地区		164	多度津町 16	手繰第2種 1. 1～ 12.31	浅口市地先以西、真鍋島北部に至る県境付 近海面	/	相互入会 操業条件はR4.2.16 岡山・香川連合委協定のとおり 同時操業は15艇以内とする		
			白方 10					多度津町 16	白方 10
中 香川 地区		164	高見 11	手繰第2種 1. 1～ 12.31	浅口市地先以西、真鍋島北部に至る県境付 近海面	/	相互入会 操業条件はR4.2.16 岡山・香川連合委協定のとおり 同時操業は15艇以内とする		
			高見 11					高見 11	高見 11

令和5年度岡山・香川連合海区入漁協定表(案)

香川→岡山 2

(令和5年2月 日協定)

香川海区から岡山海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統数	組合別	内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	4年度許可数	備考	
中	たいらぎ潜水器	35			12.1～翌4.20	倉敷市児島地先海面	別紙(1)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立した	
	みるくい潜水器 なみがい	備議瀬戸 たいらぎ ・みるく い潜水器 漁業同業 組合で決 定した統 数			12.1～翌4.20	倉敷市児島地先海面	別紙(2)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立した	
	まきえ釣	5	与島	5	1.1～12.31	倉敷市児島地先海面	与島 1	許可を要す	
		7	与島	7	1.1～12.31	玉野市地先海面 (ただし、旧東児町地先海面を除く)	与島 1	許可を要す	
		1	与島	1	1.1～12.31	玉野市地先以西、倉敷市児島に至る地先海面	与島 0	許可を要す	
		19	与島 宇多津市 丸亀市 本島 多度津町 多度津町高見	1 1 7 6 1 4	5.1～6.30	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の水島橋	与島 0 宇多津市 1 丸亀市 5 本島 1 多度津町高見 4 (計 11)	許可を要す	
		4	多度津町高見	4	5.1～11.30	倉敷市下津井瀬戸、白石瀬戸を通ずる航路以南の海面で、手島甚平鼻から番所鼻見通し線以西北水島間の岡山県海面	多度津町高見 4	許可を要す	
		46	坂出市 与島 宇多津市 丸亀市 多度津町高見	4 16 19 4 3	6.1～9.30	岡山県倉敷市下津井灯籠鼻から笠岡市島しよ部東部に至る県域付近海面		相互入会 操業条件はS55.4.1 岡山・香川連合委協定のとおり	
		2	三豊市	2	5.1～7.31 9.1～11.30	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の岡山県海面	三豊市 0	許可を要す	
		6	観音寺	6	5.1～7.31	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の県境付近海面		相互入会	
西	点火ほこ突 (点火いざり)	4	本島	4	11.1～翌2月末	北木島、白石島、大飛島、小飛島各島周辺海面	本島 4	許可を要す	
	小型機船底びき網	78	三豊市 観音寺	5 28	手線第2種 1.1～12.31	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の県境付近海面		相互入会	

令和4年度 たいらぎ潜水器漁業実績表

香川海区から岡山海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	たいらぎ潜水器	4	坂出市 与島 丸亀市 本島 多度津町	12月1日～ 翌年4月20日	倉敷市児島地先海面	

岡山海区から香川海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	たいらぎ潜水器	4	児島 第一田之浦吹上 第一下津井 下津井 下西	12月1日～ 翌年4月20日	塩飽諸島(高見島周辺1500メートルの海面を除く)、坂出市(王越地先を除く)、宇多津町地先海面、多度津町(ただし白方地先を除く)	

令和4年度 みるくい、なみがい 潜水器漁業実績表

香川海区から岡山海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	みるくい } 潜水器 なみがい }	6	坂出市 0 与島 0 丸亀市 0 本高 4 多度津町 2 高見多度津町 0	12月1日～ 翌年4月20日	倉敷市児島地先海面	

岡山海区から香川海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	みるくい } 潜水器 なみがい }	4	児島 1 第一田之浦吹上 1 第一下津井 0 下津井 1 下西 1	12月1日～ 翌年4月20日	(1) 塩飽諸島 (2) 坂出市 (3) 宇多津町 (4) 丸亀市 (5) 多度津町 (ただし、許可証裏面図示のとおり) 0隻 六島南端、手島西北端、広島北端、弁天島、 櫃石島を直線で順次結んだ線以北の海面 (ただし、共同漁業権の区域を除く。許可証裏 面図示のとおり)	

令和5年度広島・香川連合海区漁業調整委員会入漁協定表(案)

広島⇒香川

(令和5年2月 日協定)

漁業種類	統数	漁業時期	操業区域	漁協名	R4年度実績		備考
					協定数	許可統数	
瀬戸内海機船船びき網	10	自 7月1日 至 12月31日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面。	走島	10	10	9 ・入漁操業時には香川県の指定する標識を掲げること。
さごし巾着網	7	自 6月1日 至 7月31日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面。	走島	7	7	0 ・許可申請に当っては所属組合の組合長の意見書を添付すること。 ・入漁操業時には香川県の指定する標識を掲げること。
きすさし網	48	自 6月1日 至 7月31日	六島南端、三崎突端、魚島北端を順次に結んだ線以北の海面。ただし、陸岸から1,000メートルの区域を除く。	走島 浦島 瀬の浦	40 5 3	40 5 3	0 0 1
さわら流しさし網	2	自 4月20日 至 6月15日 及び 自 9月1日 至 11月30日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面。	走島	2	2	1
まながつお流しさし網	10	自 6月1日 至 9月30日	三崎突端から江ノ島南端見通し線以北と古三崎から田島東端見通し線以南の香川県海面。	走島	10	10	1
いかなご込網	30	自 3月1日 至 4月30日	六島南端、三崎突端、魚島北端を順次に結んだ線以北の海面。ただし、陸岸から1,000メートルの区域を除く。	走島	30	30	0
延なわ	20	自 1月1日 至 12月31日	旧西讃海面。 (三豊市、観音寺市地先海面)	吉和 瀬の浦	10 10	10 10	0 0
手繰第2種	251	自 1月1日 至 12月31日	六島南端から三崎突端を結んだ線以西並びに江ノ島南端と田上島北端を結ぶ線の中央点から三崎突端を見通す線以北の海面。	瀬の浦 走島 田島 横島 吉和 尾道 千年 因島市 浦島	67 40 25 32 60 2 9 14 2	67 40 25 32 60 2 9 14 2	14 0 9 17 3 0 3 13 0
小型機船底びき網		自 12月1日 至 翌年3月31日		吉和 瀬の浦	10 10	10 10	0 0
手繰第3種				小計	20	20	0
計	378			小計	251	251	59
					378	378	71

令和5年度広島・香川連合海区漁業調整委員会入漁協定表(案)

(令和5年2月 日協定)

漁業種類	統数	漁業時期	操業区域	漁協別内訳	R4年度実績		備考
					協定数	許可統数	
瀬戸内海機船船びき網	27	自 7月1日 至 12月31日	古三崎から田島東端見通し線と加治屋島高頂から百貫島高頂見通し線以南及び田島東端から江ノ島北端見通し線以東の広島県海面。	伊吹	19	15	
				三豊市(旧大浜)	1	0	
				観音寺	3	0	
				西かがわ(旧豊浜町)	1	0	
				三豊市(旧仁尾町)	3	1	
			小計	27	16		
流し刺し網	19	自 4月20日 至 6月20日	旧備後海区海面。 (三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。)	三豊市(旧栗島、旧志々島)	4	0	旧栗島2、旧志々島2
				西かがわ(旧大野原)	2	0	
まながつお流し刺し網		自 6月21日 至 10月31日		観音寺	6	6	
				詫間(旧箱浦)	1	0	
				伊吹	6	6	
				小計	19	12	
たこ壺	9	自 5月1日 至 12月31日	田島東端から円上島見通し線以東の広島県海面。	三豊市(旧志々島)	9	0	
手繰第2種	320	自 1月1日 至 12月31日	大飛島南端、走島南端、横島南端、百貫島高頂を順次結んだ線以南の広島県海面。	三豊市内、観音寺市内各漁協	320	73	
小型機船底びき網		自 12月1日 至 翌年3月31日	大飛島南端、走島南端、横島南端、百貫島高頂を順次結んだ線以南の広島県海面。ただし、福山市走島、同市宇治島及び同市横島の距岸500メートル以内の海面を除く。				
ごち網	3	自 4月20日 至 5月31日	旧備後海区海面。 (三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。)	詫間(旧箱浦)	2	0	
				三豊市(旧三崎)	1	0	
				小計	3	0	
いかなご袋待網	8	自 3月1日 至 3月31日	旧備後海区海面。 (三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。)	詫間(旧箱浦)	8	0	詫間(旧箱浦)9、三豊市(旧三崎)2、三豊市(旧志々島)2のうち
				三豊市(旧三崎)			
				三豊市(旧志々島)			
計	386			386	101		

資源管理の状況等の報告（区画漁業権）について（R3年度分）

漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないとされました。

また、知事は当該報告を受けて、海区漁業調整委員会に対し必要な事項を報告するものとされ、今回、各漁業権者から報告を受けた内容を取りまとめましたので報告します。

漁業法 抜粋

（資源管理の状況等の報告）

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

◎資源管理の状況等の報告（漁業権の漁獲成績報告）一覧

区分	漁業の種類	件数	報告対象期間	提出期限		
区画	第1種区画漁業	のり養殖業	4/1～翌3/31	5月末		
	わかめ養殖業	82				
	こんぶ養殖業	24				
	あおのり養殖業	8				
	かき垂下式養殖業	6				
	かき・あさり垂下式養殖業	17				
	あかがい垂下式養殖業	2				
	あわび小割式養殖業	8				
	真珠養殖業	3				
	魚類小割式養殖業	1				
第3種区画漁業	あかがい等養殖業	75				
共同	第1種共同漁業	あわび漁業、なまこ漁業ほか	135	1/1～12/31	2月末	
	第2種共同漁業	碇網漁業	藻建網	65	1/1～12/31	2月末
			磯建網			
		共同、定置漁業権については令和4年8月			/30	2月末
	第3種共同漁業	31日の委員会で報告済み			/31	4月末
			末等			
定置	定置漁業	あじ定置網漁業	4	6/1～12/31	2月末	

報告の様式例

第1種区画漁業

区画漁業権における資源管理の状況等の報告

〇〇漁業協同組合

第1種区画漁業

〇〇養殖業

第〇〇号

〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日

1 環境保全等の取組状況				
漁場周辺の環境保全のため実施している取組	採水調査（年〇回） 海底耕うん（〇回） 底質改良材散布（〇kg）			
その他の取組	養殖業に関する体験学習・出前授業（〇回延べ〇人） 子供向け釣り教室の実施（〇回） 等			
2 漁場の活用の状況				
施設数	〇	規模	× × m	
魚種	行使権者数	操業期間	生産量	備考
	〇〇人		t	
			t	
			t	
			t	
3 漁場を活用していない理由				

資源管理の状況等の報告(区画漁業権)取りまとめ

報告対象期間：R3.4.1～R4.3.31

区分	漁業の種類	免許件数	活用漁場件数	割合	環境保全等の取組状況	生産量	備考
第1種区画漁業	のり養殖業	82	57	70%	採水調査、海底耕うん等	215,342千枚 (生のり:25t)	
	わかめ養殖業	24	15	63%	海底耕うん等	25,784kg	生、塩蔵、乾燥
	こんぶ養殖業	8	5	63%	海底耕うん等	55kg	乾燥
	あおのり養殖業	6	6	100%	採水調査、海底耕うん等	4,488kg	乾燥
	かき垂下式養殖業	17	12	71%	採水調査、海底耕うん等	90t 72t	殻付き むき身
	かき・あさり垂下式養殖業	2	2	100%		165t 39t 2t	殻付き(かき) むき身(かき) あさり
	あかがい垂下式養殖業	8	4	50%		934kg	
	あわび小割式養殖業	3	1	33%		1,260kg	
	真珠養殖業	1	0	0%		0	休業
	魚類小割式養殖業	75	47	63%	採水調査、海底耕うん等	7,067t	
第3種区画漁業	はまぐり等養殖業(地まさ)	5	2	40%		0	
		231	151	65%			

※漁場を活用していない場合の理由
 行使者数の減少
 栄養塩不足により成長が見込めないため休業
 漁場を休ませている等

禁漁区、禁漁期間など委員会指示で命令を出すために、基礎資料を3年間でそろえるように香川海区から水産課に指示が出ている。本年度が3年目になっているが、その結果はどうなっているのか。

平成 (問題点)

・令和元年に施行された「遊漁船業の適正化に関する法律」は遊漁船業が届出を行った者の案内であれば船舶から釣りができるが、一般のプレジャーは対象になっていない。どのような理屈で一般のプレジャーまで釣りができるのか。

・平成元年10月開催の海区委員会で沿岸漁場整備開発法に基づいて、遊漁船業者及び遊漁者の両方について組織化を図りながら関係法令の周知、徹底を行うとされているが、遊漁者に対しての組織化が全くされていない。

・平成2年9月開催の海区で「自由漁業にしてしまうと、再び許可制に戻すのは難しい。逆に遊漁者にイダコ釣りを解除して問題があれば、許可制にしているという理由で、再び規制することも可能」と会長の発言があるが、平成12年1月開催の海区でイダコ・手長だこの許可が無くなり自由漁業として決定されている。組合及び漁業者への調査はされておらず、海区だけで審議されている。各組合、漁業者に対して調査を行わず勝手に自由漁業にしている。現在これだけ大きな問題となっている。当時、許可証を持っていた漁業者への理解もないまま廃止されているので、再び許可制にするべきである。

・平成2年12月開催の海区で香川県漁業調整規則第43条1項から3項まで原案が承認されているが、ここで大きな矛盾が生じている、漁業者は許可制になっていて11月1日から3月31日までの期間しかイダコ釣りができない、遊漁船業者及び遊漁者は周年釣りができる。漁業許可とは一般的に禁止した漁業を特定の者に解除することであるが、漁業許可証がありながら遊漁船業者及び遊漁者がイダコ釣りができるのか。何のための漁業許可証であるのか。しかも、漁業者へ周知することなく、この期間が約9年間も続いており、遊漁船業者及び遊漁者に対し規制するなく、漁業者のためとして、許可証を廃止し自由漁業としている。これは全く逆のことで漁業者の事を考えず遊漁船業者及び遊漁者のために漁業者を犠牲にした調整規則の変更である。